

第6日

令和7年3月4日（火）

午前9時30分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、仮議長の選任を議長に委任する件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議は鹿毛哲也副議長が一般質問を行いますので、地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、ここで仮議長の選任を行います。本日の仮議長に実藤輝夫議員を指名いたします。実藤議員、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

それでは、さよう決定いたしました。

日程に従い、次に一般質問を行います。

質問通告者及び順位は、タブレットに掲載のとおりであります。申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて70分以内となっております。御了承願います。

一般質問通告書をお開きください。

それでは最初に、2番石井清治議員の質問を許可します。2番石井清治議員。

（2番石井清治君登壇）

○2番（石井清治君） 皆様、おはようございます。2番議員の石井清治です。お忙しい中に傍聴にお見えの皆様、また、インターネットで御覧になられている皆様、いつもありがとうございます。感謝をするとともに私の議員活動の励みとなります。3月議会の一般質問のトップバッターということで大変光栄に思っております。反面、とても緊張をしておりますが、しっかり質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、3月末をもって役職定年をされます職員の皆様、並びに退職をされる職員の皆様、長年にわたり市政発展のために御尽力をされましたことに対しその労をねぎらうとともに、心より感謝を申し上げる次第でございます。今後は、後輩の指導や地域での御活躍を祈念しております。本当に長い間お疲れさまでございました。

昨年12月の私の一般質問で、災害復旧工事の進捗の内容に係る地元説明会の開催をお願いしておりましたところ、早速1月に、関係地区での地元住民並びに地区役員に対する説明会を開催していただきました。

説明会には、県土整備事務所の河川砂防課をはじめ、朝倉市からは建設課、農地等・林道災害対策室、農林課の職員が来られ、災害復旧の事業の進捗状況の詳細説明をしていただき、住民からの個別に係る質問にも誠心誠意対応をしていただきまして、参加された方々が大変喜ばれていました。ありがとうございました。スピード感を持っての対応に感謝いたしますとともに、まだまだ災害復旧工事は継続していきますので、引き続きよろしく願いしておきます。

さて、2月8日に議会報告会を開催いたしました。多くの市民の方々に参加をいただき、様々な御意見、御質問をいただきました。教育関係、議員活動や議員の処遇、人口減対策、消防団活動、雇用創出、ごみ収集、あいのりタクシーなど、多岐にわたるものでした。

総務文教常任委員会の会場でも、終了予定時間を超過するやり取りがあつておりましたので、他の委員会会場でも多くの意見等があつたのではないかと考えております。

また、総務文教常任委員会では、今年度2回、朝倉市民生委員児童委員協議会との懇談会を実施いたしました。そこでは、不登校対策や民生委員活動と地域の関わり方等について多くの意見を賜りました。私たちが考えている行政サービスの課題と、市民が思っている課題とのマッチングはとても意義があり、大切なことだと思っております。

これらのことを踏まえ、本定例会では市民の思いや行政サービス、福祉の向上に係る内容が盛り込まれました令和7年度の市長施政方針、並びに当初予算案が上程されておりますので、内容を確認すると同時に、チェックの意味で一般質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

(2番石井清治君降壇)

○議長(小島清人君) 2番石井清治議員。

○2番(石井清治君) それでは、通告に従い、一般質問を行ってまいります。

令和7年度施政方針の内容について質問をいたします。

最初に(1)としまして、朝倉市小規模校振興プロジェクトについての質問でございます。

これは、大規模校から小規模校への一方向学校選択制の導入についてという内容ですが、施政方針の6ページ中段に、小規模校振興策を令和9年度まで試験的に導入しますと記述があります。昨年7月の議会全員協議会で、教育課からこのプロジェクトについて説明を受けておりました。当時の説明では、募集時期は希望年度の前年度10月に募集をし、12月に結果を通知するとなっていました。令和7年度、事業初年度の状況はどのようになっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長(小島清人君) 教育部長。

○教育部長(隈部敏明君) 募集状況についてお答えをいたします。

昨年10月に募集を行いまして、4名ほどの相談がございました。その中で、最終的には申込みとして秋月小学校を希望する1名の方が応募されまして、12月に当該児童と保護者

の面談を行った後、就学決定を通知し、令和7年度の学級編制に反映をさせたところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 4名の児童を対象として相談があり、秋月小学校へ1名の方が決定をされたというところで、確認をさせていただきました。

その際、全員協議会での説明では、PTAやコミュニティ等への説明を7月末から——これは、昨年ですね——8月末にかけて行っていくとのことでしたが、当該地区での意見、課題等はどのような内容がありましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 地域への説明について御説明を申し上げます。

まず、取組の状況としまして、昨年7月に市の方針を決定いたしまして、7月から8月にかけて学校や地域に伺い、PTA、コミュニティ役員へ事業説明を行いました。併せて、小中学校校長会や教育委員会のほうにも説明をしております。

そういった中で、説明会を行った中での意見としましては、「小規模校へ転入した場合、卒業まで通うのか」とか、あるいは、「兄弟も転入が可能なのか」、「市民等への周知方法はどうするのか」、「通学費の支援はないか」といった御質問がございました。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 大規模校から小規模校へ転入する際の質問等が幾つか多岐にあったということですが、先ほどの質問の中でもありましたように、全協では、「転入したら、原則卒業時までには通学をすること」ということで聞いておりましたし、兄弟につきましては、「入学年次、小学校4年次以外でも可能」ということで伺っておりました。最後に出ました、「通学費の支援はないのか」について、これが少し課題ではなかろうかということでも私自身も思っております。

このプロジェクトの目的は、小規模校の魅力を高め、児童生徒数の減少を抑制し、学校の適正な運営を図ることと、3年間のモデル事業として事業の検証を行う流れとなっておりますが、関係者説明会で話が出ましたように、大規模校——立石小、甘中——から小規模校——蜷城小学校、秋月小学校、秋月中学校——への通学手段の在り方、これは通学費の支援について、保護者負担の軽減を視野に入れていかなければならないのではないかと思っております。と言いますのも、議会報告会の際にも同じように対象生徒の通学手段としての「スクールバスの運行はないのか」、「通学費の助成はないのか」というやり取りがありましたので、お尋ねをするものです。

議会報告会での議会側からの答弁では、この3年間——令和7年度からの3年間——を検証期間として位置づけをしており、「いろんなことを検証し、検討していく」と議会側は市民の方に説明をしたものでした。ただし、先ほどから出ますように、通学費の支援について執行部の見解を確認したく、質問をいたします。お願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） お答えをいたします。

昨年の7月から8月にかけて、地域のコミュニティやPTAに対し事業の説明を行った際、令和7年度はモデル事業の1年目ということでもありましたので、小規模校へ通学したい児童生徒のニーズというものがまだ不明であったということもありまして、通学費の支援はまず設けないということで事業をスタートするといった形で説明をさせていただきました。こういった中で、遠距離通学になるといったこと、通学支援に対する意見が説明に伺った全ての会場のほうで出されたということでございます。

したがって先ほども申し上げましたとおり、申込みの段階で4名ほど相談があったといったことで、一定この制度に対し興味・関心を持っていただいた方がいらっしゃったということもございましたので、市としましては、保護者の負担軽減策につきまして調査研究していくべき課題であるというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 教育部長が言いますように、まだまだ手探りの状態で、まあ何名対象児童があるかというのもまだ不透明であったということでございます。

ですので、今後3年間の検証期間中に、恐らくこの通学費の支援以外にも様々な課題等が出てくると思っています。ですので、今後ある程度、対象児童生徒数が増えてくる状況であれば、制度のブラッシュアップを行い、よりよいプロジェクトになっていくように進めていってください。何かあれば、答弁をお願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） モデル事業の1年目ということもありましたけども、4名の方が先ほども申し上げましたとおり関心を示していただきました。このことから、一定のニーズがあるということが分かりましたので、小規模校の魅力を高め、適正な学校運営を図っていくためにも、事業の調査研究を引き続き行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。

次に、（2）です。小中学校の給食費無償化についてお尋ねをいたします。

施政方針6ページの下段に、小中学校の給食費補助につきましても、物価高騰に伴う保護者の負担軽減のため拡充してまいりますと記述があります。

福岡市が今年1月20日に、令和7年度中に学校給食無償化へというニュースが流れ、2月の14日の当初予算案の発表では、給食費無償化は2学期から行っていくと公表されたことが話題となっております。さらに、2月19日の新聞でも、大野城市が同様に令和7年度の2学期から給食費の無償化を公表しております。また、北九州市では2月28日の市議会代表質問で、市長のほうから、持続かつ安定的な制度設計となるように丁寧に検討し、

令和8年度の実現を目指す武内市長が答弁をされていました。このような取組は、子育て世代にとって大変歓迎されているものと思っております。

現在、朝倉市では、小学校が月額給食費4,500円で保護者負担が3,800円、中学校が月額5,200円、保護者負担が4,400円となっています。単純に、児童生徒数で計算を私なりにしますと、小学校で1億2,950万円、中学校で7,250万円、合計で約2億200万円になります。

近年、朝倉市では人口の社会増が見られるようになってきており、特に0歳から4歳までのお子様を持つ世帯の転入が顕著であると伺っております。恐らく、福岡市等の発表を受け、給食費無償化に追随する自治体が出てくるのではないかと考えております。ここは思い切って、負担軽減の拡充から完全無償化にする方向で進めていく旨を市内外に打ち出してはいかがでしょうか。

とはいうものの、本定例会に令和7年度の当初予算案が上程されていますので、この段階で予算案の修正をすることは極めて困難であることは十分に承知をしております。本定例会中に開催されます予算審査特別委員会で、負担軽減の拡充についての詳細説明があるかと思っておりますが、朝倉市としては、まずは負担軽減の拡充を進めていくというスタンスで令和7年度は臨まれ、令和7年度中に県内及び近隣自治体の状況を鑑みながら無償化に向けての動き、調整を進めていくことができないでしょうか。執行部の見解をお願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） まず、これまでの本市の取組について、少し長くなりますけれども御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、給食費につきましては、学校給食法の規定により、全額保護者負担が基本というふうになっております。その上で、本市の給食費ですけれども、平成26年度から平成30年度までは、月額で小学校が3,800円、中学校が4,400円としておりました。令和元年度に小学校、中学校とも月額300円を値上げしましたが、保護者負担が増えないように値上げ分の300円につきましてはの補助を市の独自の事業として開始をし、令和6年度まで引き続き行っているところです。

また、令和4年度には急激な物価高騰から、適正な給食の運営ができなくなったため、食材の値上がり相当分として、小学校年額2,500円、中学校年額4,100円の補助を実施するとともに、子育て世代の負担軽減として12月から3月の4か月間、給食費の全額補助を実施いたしました。

令和5年度には、物価高騰に対応し適正な給食の運営を行うため、給食費を月額で小学校300円、中学校400円と値上げをいたしましたけれども、保護者負担が増えないように先ほど申し上げました300円の補助に加えて、物価高騰対策分として、別途値上げ分の補助を上乗せをし、引き続き保護者の負担額を据え置くことといたしました。また、これ以外にも、急遽紙パック牛乳が値上がりしたため、その値上がりに対する補助金も上乗せをして

おります。

令和6年度につきましては、紙パック牛乳値上がり相当額を給食費に反映をさせ、小学校、中学校とも月額100円を値上げをし、小学校4,500円、中学校5,200円といたしましたけども、物価高騰対策分の補助金を増額することで、引き続き保護者の負担額を据置いていたところでございます。

以上のように、本市では臨時交付金も活用しながら、学校給食費の様々な保護者負担軽減策に取り組んでいる状況です。

今のところ、給食費の無償化に取り組む予定はございませんけども、今後も物価の推移や国の動向、近隣自治体の動きを注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） これまでの給食費に伴うところの市の負担、あるいは保護者負担の維持というところについては3,800円を基本、そして中学校が4,400円を基本ということで承りました。ただし、令和4年度の12月から3月までは実質無償化ということも、これは奇抜な4か月だったと思っております。

ただし、今の教育部長の答弁の中で、「無償化については予定がない」という表現について、その後に国あるいは近隣自治体との動向を見ながらということではございましたが、既にまあ政令都市ではございましょうけど、あるいは全国では、これはあくまでも調査の段階でしようけど、2023年度の調査では約3割等の自治体の中で、この小中学校の無償については実施をされているというのも実態でございます。

学校基本法の中で、基本的に給食費は保護者負担というのも当然分かりますが、これだけ物価上昇がきわまっている中で、確かに厳しい財政状況ではございましょうけど、やはり既に県内でも手を上げている自治体があるということであれば、令和7年度については、やはり負担の軽減の拡充を図ることが望ましいんでしょうけど、近々にここは検討をしていかなければならない、あるいは、実施に向けて取り組んでいかなければならない案件と私は思っております。

ただし、当然、無償化となれば財源が問われるわけですが、これは一つの案でございます。ふるさと納税、令和5年度は24億円相当があったかと思えます。これを原資とした地域振興基金の取崩しによる財源充当をするのも一つの考え方ではなかろうかと思っております。

具体的な手法は執行部に委ねるしかありませんが、完全無償化の実施に向けていくという方向性を打ち出してください。そのことによって、子育て世帯の転入にさらに拍車がかかるものと思っております。

このことについて先ほどと重複しますが、何か言及があればお願いいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 本市は、給食費の全額無償化ではありませんけれども、これ

まで臨時交付金を活用するとともに、物価高騰が始まる前の令和元年度から現在まで6年間、市独自の施策として月額300円の補助を実施しております。

また、平成26年度から現在まで、給食費自体は値上げしながらも、保護者負担を値上げせず、子育て支援策として給食費の補助を継続して実施をしてきたところでございます。

ふるさと納税につきましては、現在、多額の御寄附を頂いてはいますけれども、安定した恒久的な財源ではございません。給食費の無償化につきましては、先ほども答弁させていただきましても、引き続き国の動向等を注視しながら、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 確かにふるさと納税、ここ近年ものすごい伸びで納税がっておりますが、教育部長が言いますように、安定恒久的な財源でないということは理解しております。ですから、財源の確保については私どものほうがどうのこうの言う、これは市全体の動きでございますので、やはり実施をする、あるいは完全無償化に取り組んでいく自治体であるというところをやっぱり視野に入れながら、考えていただきたい。そこ財源については、もう私どものほうは執行部に委ねることとしますが、国の動向等を注視するという表現でございますが、決して他自治体に後れることのないよう取り組んでいってほしいと思っております。

恐らく回答は一緒かと思いますが、要は他自治体に後れを取らないように、朝倉市でもまずは令和7年度は保護者の負担を軽減するような取組でスタートしておりますが、令和7年度中にきちっと検討をしていくと。他自治体に後れることのないように、そういう捉え方の中で、再度質問を投げます。お願いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほどと繰り返しの答弁とはなりますけれども、国の動向、あるいは他の自治体等々の状況を注視しながら、引き続き調査研究をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。まあ実施に向けての目標年度等の言及は、当然この場では一部長ではできないと思っております。

ただし、これだけ社会情勢の中の潮流が「学校給食無償化」という言葉が使っている以上、やはり朝倉市でもその部分については無視ができないというところで、スタンスでおってください。

次に、3番目でございます。（3）校内適応指導教室への支援についてでございます。

施政方針の6ページ中段に、「近年増加傾向が続く不登校対策として、従来の登校支援員やスクールソーシャルワーカーの配置に加え、子どもたちの居場所づくりとして校内適応指導教室への支援にも取り組みます」と記述がございました。これまでに、一般質問で

不登校対策については何人もの議員が質問をされ、令和4年度の不登校児童生徒数は148名と伺っておりました。不登校としてカウントする定義はあるものの、喫緊の課題であることは言うまでもありません。

現在、不登校対策として取り組んでいる内容はどのようなものか、御教示をお願いいたします。具体的に、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、スクールカウンセラー等の人員体制と配置、活動内容についてもお願いをいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 現在の不登校対策についてお答えをさせていただきます。

本市では、登校支援員、これは令和5年度までは不登校復帰支援員というふうに呼んでおりましたが、令和6年度から登校支援員というふうに改称させていただいております。この登校支援員を小学校で2名、中学校1名配置し、不登校や不登校兆候の児童生徒への登校支援を行っております。

スクールカウンセラーでは、市費で4名、県費で6名を配置をしております。心の専門家の立場から、児童生徒や保護者の心の悩みなどの相談を聞き、カウンセリングを行ったり、保護者や教師に専門的な立場から支援の助言を行ったりしております。

スクールソーシャルワーカーは2名配置をし、小中学校全17校に対応しております。児童生徒が抱える様々な問題に対して、家庭など周囲の環境に着目して支援を行っており、また、関係機関との連絡調整も行っております。

さらに、教育課指導主事、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、適応指導教室「ステップ」の担当者によるチーム支援会議を毎月開催をし、不登校及び不登校兆候児童生徒の実態把握や、情報交換、各学校に対して不登校対策の指導助言を行っております。

また、個別のケース会議を開催し、児童相談所や子ども未来課など、関係機関との連携を図っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） この不登校対策についての教育委員会としての取組についてはかなりな専門家、先ほどから言いますようにスクールソーシャルワーカーが2名、それから登校支援員が計4名ですか（「3名」と呼ぶ者あり）3名、それからスクールカウンセラーが4名と県費補助で6名ということで、すごいスタッフの中で子どもたちあるいは見守っているということですが、恐らく、朝倉市内には小中学校を合わせまして17校あると思います。中心部の甘中、立石小学校、甘小が恐らく大半の児童生徒数を含んでおります関係上、恐らくその3校を中心とした対応が主ではなかろうかというふうに私自身は思っておりますが、確かに生徒・児童数が多いことから、そこについてはいろんな事案等多岐にわたっております関係上、やむを得ないこととは思いますが、残りの14校の支援も大変でしょうがよろしくをお願いいたします。

恐らくチームについては班分けをして、各学校を定期的に巡回する、そういう動きをさ

れているのですかね。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 議員おっしゃられるとおり、チームで班分けをして、各担当で学校のほう訪問をさせていただいております。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 様々なケースがあるかと思いますが、私が先ほどお話ししましたように、令和4年度で、この議場の中でも一般質問で部長が回答されましたが、148名と伺っておりましたが、令和5年が少し恐らく増えたのではなかろうかと思っておりますし、ただし、そういったふうなもろもろの取組によって、令和6年度は不登校の定義はございましょうけど、減少傾向になっているというふうには伺っておりますが、実際、効果と言いましょうか、評価はどのように今現在の中で認識をされていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほど議員のほうがおっしゃられましたとおり、令和4年度は不登校の児童生徒数が148名ということで、令和5年度につきましては192名ということで増加傾向にございました。ただ、令和6年度、具体的な数値はまだ公表はできませんけれども、減少傾向にあるといった状況がございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） そのように、まあ減少傾向にあるということについて大変まあ数字はありましようが、ぜひこの取組は、子どもたちの健全な教育環境の維持に伴いまして大事なことでございますので、よろしく願いをしておきます。

関連で、施政方針の中に先ほどの続きで、校内適応指導教室への支援も取り組みますとありますが、この取組の内容について教えてください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 校内適応指導教室への支援ということでの内容についてお答えをさせていただきます。

市内の小中学校17校全てに、空き教室等を活用しました校内適応指導教室というものを設置しております。登校したものの教室に入ることのできない児童生徒が、安心して過ごすことができる居場所づくりのために行っているものです。

この校内適応指導教室では、教員や登校支援員が個別のニーズに合わせた学習支援、子どもの悩みに寄り添った教育相談を行っていますが、利用する児童生徒数の増加により、一人一人にかける時間が限られてきております。このため、新たに学習指導員を配置することで、学習支援や教育相談を充実させていこうといった取組でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 各17校に、空き教室を活用して、そういったふうな教員もしくは

支援員等で既に対応しておりますが、さらに学習指導員を配置するというごさいますので、この取組は当然、不登校対策あるいは学習支援ということで大事な分野になってくると思っていますので、よろしく願いをしておきます。

この不登校対策について、教育委員会のほうから様々な紹介がありましたように、大変引き続き重要な施策ということで理解をしておりますが、市内には13地区の民生委員児童委員協議会があり、民生委員、児童委員、主任児童委員が総勢155名おられます。個別の事案によっては、民生委員さんたちのお力をお借りして対処することもあろうかと思いますが、これは民生委員さんの声を聞くと、高齢世帯の見守り、訪問、安否確認等も大切な業務として取り組んでおりますが、地域の子どもたちの見守りも支援していきたいという声が多く上がっているそうです。

地域での見守りが必要な児童生徒がいる際には、地区の民生委員さんに御相談されることも選択肢の一つに入れていただけたらなと思っておりますが、いかがなものでしょうか、お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 学校と家庭、地域が連携して子どもを見ていくということは、児童生徒が安心安全に過ごす学校づくりには欠かせないことでありまして、民生委員の方々がそのように思っていることは非常にありがたいというふうに考えております。

ただし、学校には様々な困難を抱えた児童生徒がおります。個人情報にも十分な配慮が必要であるため、子どもたちへの個別の対応といったことよりも、地域での見守り活動といった協力をお願いできればというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） このことは、民児協——民生児童委員協議会との懇談会の際に、主任児童委員の方から発言があったもので、朝倉市要保護児童対策地域協議会の会合に出席されたときに、「民生委員も地域の子どもたちを可能な限り地域でも見守っていきたい」と発言をされたそうです。もちろん、児童生徒の個人情報には十分に配慮をしていくことは前提におっしゃっていただきましたので、あえて質問をさせていただきました。

確かにいろんなパターンがあると思います。単なる登校ができない、あるいは、もしくはいろんなトラブルを起こしている気になる子、度合いもありましょう、その子たちの個人情報というのも大事にしていかなければなりません、せつかく、可能であればそういうお声かけも、民生委員さんたちの力を借りるパターンがあればお声かけをお願いをしておきます。

不登校対策については、すぐに改善・解消とはならないとは当然思っておりますが、子どもたちの教育環境の向上に向けた総合的な取組を引き続きよろしく願いをしておきます。

次に、（4）です。観光プロモーション事業についてお尋ねをいたします。

施政方針の6ページの上段に、観光客増加を図る観光プロモーション事業に継続して取り組むほか云々とあります。「継続して取り組む」とありますが、これまでの事業は具体的にどのような取組をなされているのか、してきたのかお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、観光プロモーションとはということについて説明させていただきます。これは、朝倉市の認知度や魅力度をアップさせ、来訪意欲を高めるために観光に関する様々な事業の実施や情報発信をすることです。

では、具体的にはどのようなことを行ってきたかといいますと、大きく4つありまして、1つ目は直接委託補助事業を実施しておりまして、具体的には、秋月藩成立400年事業として秋月三名君フォーラム、秋月藩・米沢藩古式砲術交流会などを行いました。そのほか、古都・秋月雛めぐりなどのあさくら観光協会委託事業、あさくら旅行支援事業などを行いました。

2つ目としまして、イベント等でのPRとなりますが、5月には博多どんたく港まつり、アビスパ福岡朝倉市応援デー、8月はKBCオーガスタ、10月は筑後川のめぐみフェスティバルや東京福岡県人会、11月は寅さんサミット、東京都二子玉川イベント、そして2月には今回初めて米沢市上杉雪灯籠まつりに参加し、PRをしてきたところでございます。

3つ目といたしまして、広域での取組になりますけれども、筑前町・東峰村と一緒に道の駅周辺スタンプラリーや、あさくらサイクルフェスティバルなどに取り組んできたところです。また、嘉麻市との秋月街道動画作成や、うきは市・久留米市・朝倉市の3市相互の情報発信を行う拠点整備を行ってまいりました。そのほか、九州小京都会議においてフォトコンテストを行ったところでございます。

最後になりますが、テレビや新聞、雑誌、SNS等、様々な媒体を通してイベントや季節の情報等を積極的かつ広範囲に発信してきたところでございます。

今後とも、朝倉市を知って、調べて、来訪し、リピーターになってもらうための観光プロモーションの取組を引き続き実施していくところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 様々なイベント、特にここ2年は秋月藩成立400年事業ということで、全国に名を馳せるような一大イベントもまた今年の11月には待っておりますけど、すごい取組だということで把握をしております。

従来どおりのまあ博多どんたくも含めてでしょうけど、いろんなところに出向いてやるイベント、それからSNSを介したところの紹介等情報発信もここ数年顕著に見られているように感じております。

テレビや雑誌、SNS等を活用されてのプロモーションということですが、様々な事業活動を実施してっておりますが、観光客増加に特に寄与しているという内容、すなわち効果が顕著で見られるものがありましたら、御教示を願います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 数値的なものではありませんけども、テレビなどのメディアの影響は依然として大きいと感じております。しかしながら、近年ではSNSの拡散による伝達力、集客力も大きく、このことが年々影響力の増大につながっているというふうに感じておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） テレビなどのメディアやSNSの活用が担当としても功を奏しているということです。そのような取組はぜひ、ぜひというかもう私たちが言うまでもなく、一般がそれを期待しておりますので、今後も継続して取り組んでいくようによろしく願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 今後も様々な媒体を通じた情報発信を行っていくところでありまして、中でも先ほど申し上げましたSNSを通じた情報発信にも力を入れていきたいと思っております。

また、あらゆる機会を逃さず、直接PRも行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 関連で先ほどの施政方針の続きで、3つのダムや温泉などの水に関する資源を生かした水の回廊構想を具体化する事業を展開してまいりますと記述がありますが、これも予算審査特別委員会で詳細説明がなされるかと思っておりますが、水の回廊構想、これまでにいろんな大きな計画の中ではこの水の回廊という表現が出ておりましたが、今回、この水の回廊構想という名称にあえて惹かれましたので、考え方について御教示を願います。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） それではお答えいたします。

水の回廊とは、江川・寺内・小石原川ダムの3ダムや、それらをつなぐ導水施設から成る水の道と、既存の原鶴温泉、山田堰、三連水車、秋月城下町などの水利用施設、さらに水に関する地域資源をつなぐことであるというふうに考えております。

具体的には、各地域資源が多くの人々の遊びの場、学びの場、交流の場として楽しんでもいただきますよう、朝倉市全体の水に関わるサイクルの推奨ルートを提唱したマップの作製を行います。

また、同時にインスタグラムキャンペーンを開催しまして、マップも活用しながら水の回廊を知って、朝倉市へ来訪してもらう取組を実施する予定でございます。

また、水に関する地域資源を巡るドライブコースを提案しまして、水の回廊周遊型モデルコースの作成を行い、来訪者の周遊促進も行っていくところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 3つのダム、それから温泉地、山田堰、三連水車、あるいは小京都秋月を持つ朝倉市ならではの面白い魅力ある取組ということで認識をさせていただきました。

事業を介して観光客が増えることはもちろんですが、交流人口、関係人口の増大にも寄与できますことを期待しております。何かありましたら答弁お願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 先ほどからの繰り返しにもなるかと思いますが、インスタグラムキャンペーンなどのSNSを通じた情報発信に力を入れていきたいと考えております。

また、交流人口、関係人口の増加に向けて各事業を行っていききたいと考えております。

さらに、旅行業者と連携しながら朝倉の魅力を発信し、満喫していただけるような旅行商品の開発を行っていききたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 旅行業者とのタッグを組んで新商品の開発というのは、なかなか一つの自治体では取組が困難かと思いますが、恐らくエージェントとのコラボは今後大事な場面になってくると思いますので、ぜひそこあたりはせっかくの水の回廊構想でございますので、新たな展開を期待しております。よろしく願いいたします。

次に、（5）です。被災者生活再建支援システムについてお尋ねをいたします。

同じ施政方針の2ページの下段に、被災者生活再建支援システムを導入し、関係部署間の情報共有を図ることで、災害時における被災者支援を推進するとともに、罹災証明の発行を迅速化しますと記述があります。

朝倉市になってからの最初の大きな災害は、平成24年の九州北部豪雨災害でした。大雨による災害ということで、大規模な山腹崩壊箇所を防災ヘリにより災害箇所の確認、応急対策、避難所の開設、そして被災者への罹災証明の発行のための現地確認など、初めての対応で大変であったことを思い出しております。

平成24年災害の数十倍以上の規模で発生した平成29年災害、発災直後は毎日業務終了後にそれぞれの担当部署から現状報告を受け、確認をし、対応策について協議をしていました。そのやり取りが夜遅くまで続くこともありました。その後、大規模災害の際の職員体制、それからBCPなど作成をしながら現在に至っているものと思っております。

罹災証明の発行については、現在は税務課職員を中心に受付を行い、現場確認、判定、発行とスムーズな流れができていますが、それでもある程度の期間を要するものと思っております。

ちなみに平成29年7月の豪雨災害時の罹災証明発行が約1,500件、令和5年7月大雨災害時が約130件と聞き及んでおります。

方針に罹災証明の発行を迅速化しますと記述があり、被災を受けた市民にとっては一日

も早い罹災証明の発行は大変望ましいことと思っておりますが、どのようなものなのか説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） まず、被災者生活再建支援システムについて御説明をさせていただきます。

名称につきましては現在のところ仮の名称として呼んでおりますけれども、災害が発生いたしますと、建物被害認定調査から罹災証明書の発行、また、被災者台帳の整理を行うことによりまして、被災者支援を一括して管理をしていくことができるシステムを導入したいと考えているところでございます。

システムで作成しました被災者台帳の情報を市役所内で共有化することができますので、関係各課における被災者の方への給付、減免等の支援状況の確認が確実になると。また、罹災証明書の発行状況も確認ができるようになりますので、市に対する支援策等の申請等において、罹災証明書の添付を不要とするなど、手続の簡素化にもつながるものと考えております。

システムの概要としては以上のようなことで考えておるところです。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 税務課の職員だけに頼って、市民の方がまだ現地確認に来ないのか、もしくは、まだ罹災証明の発行はないか、まだなのかとか、結局次の行政手続なりあるいは保険の手続なんかに、やはりあってはならないんでしょうけど、待っている被災を受けた方たちがいるわけなんですけど、先ほどから部長の説明にありましたように、このシステムを介して判定までが迅速化が図れると、それから罹災証明の提出が、必要な行政手続についてもシステム上で罹災証明の発行の有無とか、あるいは判定内容が確認できるということであれば、面倒な手続も簡素化されるということになりますので、これはとてもよい取組、システムだと思っております。

被災者の生活再建支援情報が、またこのシステムを介して共有ができるということでございますが、どのようなシステムでその共有ができるのですか、お尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 議員言われますように、現在税務課のほうで現地調査、それから判定、そして罹災証明の発行まで行っております。

この情報をシステムの中で管理をいたしまして、まあ関係各課と申しまして個人情報の問題等もありまして、見れる部署見れない部署も出てきますけれども、その中でまた判定の内容までが情報として入っているということで、支援策を行う部署といたしましては、まず申請の有無もありますけれども、基本的には申請をしていただく必要がありますけれども、その台帳の中で、対象者ではあるけれども申請をしていない人がいないのか、そういったことについてもチェックができるものというふうに期待しているところでございます。

まだ具体的にシステムを入れたわけではございませんので、確実にというところまでは分からないんですけども、こういったシステムを導入いたしまして、そういった申請漏れ、また判定のほうも一度の判定ではなくて、再度調査を行った上での再判定ということもございますので、その情報が担当課としてはリアルタイムに確認ができるということについても、被災者の方に迷惑をかけずに安心していただける部分ではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 部長の説明にありましたように、申請漏れ、取りこぼしが無い、一番被災を受けた方たちに対しての大事な場面かと思っております。

これ事前に私も調べてみましたところ、このシステムを介すると、大規模災害が仮に——あってはならないんですけど——朝倉市であった場合、近隣もしくは福岡市等で災害に遭っていない自治体の罹災証明を発行できるまあ職員と言いましょるか、税務課職員と言いましょるか、固定資産の係と言いましょるか、そういう方たちの支援もできるシステムということで伺いましたが、間違いないでしょうか。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 福岡県のほうにおきまして、いろんなこういったシステム関係の研修がございました。その中の一つで今議員言われますように、同じシステムを活用しているところにつきましては、まあクラウド上で情報をやり取りをすることができるということで、違う事務所からもこの判定なり、罹災証明の発行手続きができるというようなシステムもございます。

また、令和6年1月の能登半島地震におきましても、壊滅的な被害であったと思っておりますけども、同じシステムを導入している特に大きな自治体からの機器関係——タブレットで現地調査を行うことになるんですけども——そういったものを寄せて、多く的人数で現場に入るといような取組がなされたという実績もお聞きしているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） しっかり説明を受けました。

そのようなシステムであれば、冒頭に部長が言いましたように、被災者の生活再建支援のための被災者台帳で管理ができ、それぞれの部署で進捗確認、取りこぼし、申請漏れが確認ができるということは、再建に向けてスピード感を持って対応できることになり、あってはならない災害ですが、有事に備える朝倉市としてはとても意義のあることだと思っております。

ただし、せっきくのシステム導入ということですが、一部の職員だけが使えるのではなく、ある程度関係部署の職員で操作熟知をお願いして、有事の際には遅滞なく対応ができますようお願いをしておきます。何か答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 市といたしましても、導入したい機器につきましては先ほどから申しますように、応援・受援の可能なシステムをぜひ導入をしたいという気持ちはございます。

また、その分につきましては、かなり全国的にも普及しているシステムということもございますので、システム会社のほうでの研修体制というのも取られております。そういったものを活用することになれば、罹災証明発行関係の経験のない職員であっても、比較的簡単な研修を受けることによって現地での調査、それからシステムへの入力ができるというふうにお聞きをしているところでございます。

そこまで入れば、後は機械的に判定をしていきますので、手計算による判定評価、そういったところが省けますので、その部分でも時間の迅速化は図れると思いますし、まあもっと言えば、現地調査をしながらその情報がクラウド上に入れば、事務所においてそのチェックも進めていけるというようなことも可能だというふうな資料も見ておりますので、とにかく被災をされた方が早く動き出せるようなことというのが大事な目的でございます。それに向けて効率的なシステム導入について検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） お願いをしておきます。

最後の質問になります。6番目です。新庁舎移転後の本庁方式・集中型についてお尋ねいたします。

方針の7ページの下段に、支所以外の分散された組織を集中して配置する、いわゆる本庁方式・集中型として業務ができることになり、職員間の連携が密になることはもとより、市長からの指示・連携もさらに迅速かつ横断的に行うことが可能となり、業務の効率化と併せ、市民皆様の利便性の向上が期待されますとあります。

業務、事務の効率化や利便性に対しては大変望ましい姿だと理解をしておりますが、本庁方式・集中型ということで、朝倉、杷木の両支所の市民窓口係の業務が重要になってくるものと思っております。と言いますのも、通常の窓口業務、住民票、印鑑証明書等の発行については従来どおり変わりはありませんし、最近はコンビニ交付も増え、何ら違和感はありません。昨年未まで実施されたコンビニ交付の割引キャンペーンで、コンビニ交付の利便性は認知され始めております。

ただし、専門的なこれは福祉、教育、営農、土木、建設、多岐にわたった専門的な申請や相談内容についても、現在も本庁やピーポート甘木、朝倉支所の農林商工部に足を運んでいるのが現状なのですが、新庁舎になったばかりにわざわざ甘木まで行かなければならなくなったと言われる方がおられるかもしれません。

そこで、私が言うまでもなく、両支所の市民窓口で本庁での処理案件がある程度対応、

処理していただけるというのですが。当然、現在もその対応は、事務処理はなされていることは重々承知をしておりますが、このことについて答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 現在、両支所の市民窓口係に職員を配置しておりますが、これまで同様、市民サービスを維持できる継続した職員体制を当然考えております。

また、本庁と両支所をリモートでつなぎまして、可能な限り両支所で窓口対応が完結できるような体制の構築を今検討しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 総務部長、先ほどから説明があったように、恐らくDXのことにも施政方針の中で触れられておりますので、このことも活用しながら、新庁舎移転後の両支所の業務については手厚くというか、市民に不利益の被らないようによろしく願いしておきます。

両支所に来られる市民の方で先ほど言いますように、デジタルツールを活用して、業務の効率化や市民サービスの向上を駆使していくことはとても重要であります。限られた職員数の中での業務でありますものですから、対応する職員のスキルアップも必要不可欠になってくるのかと思っております。当然、既に取り組みされていることは承知をしておりますが、よろしく願いをしておきます。

これは誤解のないように申し添えますが、支所の市民窓口係に携わる職員だけのスキルアップをお願いするものではなく、新庁舎移転に伴い本庁方式・集中型になっても住民サービスがますます向上してきたと言ってもらえるように、全職員及び関係職員のスキルアップをお願いする内容として受け止めていただければと思っております。このことについて執行部の見解があればお願いいたします。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 庁舎移転後も両支所でのこれまで同様の市民サービスが必要なことと認識をしておるところでございます。そのためにも両支所に限ったことではございませんが、幅広い知識を持った職員の育成が全庁的に重要というふうに考えております。

現在も制度の見直しがあったときにつきましては、情報共有を図るために、そのたびに研修を行うというようなことを努めております。今後もさらなる職員研修、人材を育成し、本庁、支所ともに市民の皆様に気持ちよく手続が済ませていただけるよう、体制づくりに努めてまいります。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 新庁舎移転後の対応、よろしく願いしておきます。

令和7年度は、朝倉市制施行20周年を迎え、様々な事業や記念イベントが開催され、話題に富んだ魅力あふれる朝倉市になっていくことを大いに期待していると同時に楽しみに

しています。

今年1月に発売された田舎暮らしの本で、2025年版、第13回「住みたい田舎ベストランキング」が発表されました。全国547市町村のアンケートを基に集計されたもので、朝倉市が九州北部総合部門で人気移住先第3位になったことはとてもうれしい限りです。実際に人口は減少しているものの、社会増の傾向になっていることは何よりだと思っております。

この流れを止めることなく、さらなる魅力ある朝倉市を目指し、市長が言われる市民の皆様「市民と創る朝倉市」の思いを実感していただくことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 2番石井清治議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午前10時55分に再開いたします。

午前10時42分休憩